

第2期伊賀市子ども・子育て支援事業計画(中間案)に対するパブリックコメント意見及び回答

No.	該当項目・ページ	意見・提案	左記に関する回答	計画への反映
1	P36 待機児童の状況、保育所の申し込み状況	2015年度から2019年度まで、申し込み児童数と利用児童数には差があり、いずれも利用児童数が申し込み児童数を下回っている。一方待機児童は2017年度、2019年度が各々3人で他は0人になっているが、ここに表れてこない待機児童がいるのではないかと。特に申し込んだが、利用しなかった児童の中に待機児童ととらえてよいケースがあるのではないかと。	国が定める待機児童数調査要領の基準により待機児童数を計上しており、その基準に該当する児童を記載しています。保護者が特定の保育所のみを希望し待機を選択される場合、育児休業中であり復職に関する確認ができない場合、入所決定後に求職活動を開始される場合などは、国が定める待機児童には該当しません。	計画への反映はしません。
2	P51 放課後児童の健全育成の充実にある児童館事業について	P73及びP75に、児童館3館の具体的な事業名、事業内容を出している一方、P101、6総合的な子どもの放課後児童対策の推進には、児童館の位置づけがないのは、なぜですか。P51にある児童館事業の内容として「放課後の児童が安心して過ごすための居場所」とするならば、P101の6にも位置付けて、さらに児童館数を増やすべきである。また、一部の地域に限定するものではなく、児童福祉法第40条による児童福祉施設として、子どもに健全な遊びを提供し、心身の健康を増進し情操を豊かにする施設として、設置数を増やすべきです。	101から103ページにつきましては、新・放課後子ども総合プランで、文部科学省と厚生労働省が示す、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進することのみを記載することとなっているため、児童館についての記載はしていません。 また、児童館につきましては、設置数を増やすことなく、放課後児童クラブ、放課後子ども教室と合わせて、引き続き放課後の児童の居場所として効果的な運営を進めます。	計画への反映はしません。
3	P77 3-5 子どもをとりまく貧困対策の推進 ①教育の支援	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援として生活支援課の担当として掲載してあるが、文科省が所管する「地域未来塾」も中学生を対象に学校支援地域本部が中心になって「学習機会の提供によって貧困の連鎖を断ち切る」として実施するものであり、教育の支援に加えていただきたい。	「地域未来塾」については、現在の学校支援地域本部事業に基づき実施していますが、今後の方向性として、事業自体の見通しが未確定な部分があり、他事業との統合や連携などが考えられます。 従って、今後の生活困窮者における学習支援については、社会教育現場で生活支援事業を周知するなど、子どもたちの実情に応じ、さまざまな機会を捉えて支援できるよう考えます。	計画への反映はしません。

No.	該当項目・ページ	意見・提案	左記に関する回答	計画への反映
4	P55・P70・P79 子どもの医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度	<p>子どもの医療費助成については、全国の自治体で高校卒業年齢もしくは18歳まで助成している自治体が1/3を超え増えている。子育て支援の充実を図る自治体として、計画に「中学校卒業まで」とするのではなく、拡大する方向性を示すべきではないのか。また、窓口無料についても、三重県として対象年齢拡大を実施すべきであるが、それまでの間、現在子ども医療費が中学校修了まで無料にしている状況に合わせて「未就学児」とするのではなく、拡大する方向性を示していただきたい。5年という長期計画であることも考慮して検討していただきたい。</p>	<p>54ページ中段では、利用者負担の軽減や、子育て家庭の経済的負担の軽減に努める旨を記載しています。</p> <p>しかしながら、市単独の拡大実施につきましては、財政的にも厳しい状況であるため、引き続き県に対して強く要望をさせていただきます。</p>	<p>計画への反映はしません。</p>